

3 陳情第 31 号

3 陳情 第 31 号	沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念について国に対し意見書の提出を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年7月29日受理、令和3年9月22日付託
陳情者	沖縄県那覇市泊 代表

(要 旨)

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」を断念することについて、地方自治法第99条の規定による国への意見書の提出を要請します。

(理 由)

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまうました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破砕骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様の提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。